

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

【02】災害時要援護者への対応

【教訓情報】

01. 福祉担当職員が震災対応業務に追われ、在宅高齢者などの安否確認は困難だった。このため、在宅者の状況を把握するためのローラー作戦が実施された。

【教訓情報詳述】

01) 震災直後から、各自治体の福祉担当部署は遺体対応などの震災対応業務に追われ、在宅援護者などの安否確認・状況把握は困難だった。

【参考文献】

【参考】兵庫県が、被災地(10市10町)所管福祉事務所の生活保護担当の査察指導員・ケースワーカーを対象としたアンケート調査によると、震災直後から震災関連業務に従事したため、訪問活動・ケース記録・相談業務などに支障をきたしており、福祉事務所に震災関連業務が集中したため要援護者への支援が非常に困難だったことが指摘されている。[『阪神・淡路大震災－福祉の現場から－』兵庫県福祉部援護福祉課(1996/3),p.123、130-132]

>

【引用】<神戸市長田区>昼夜を問わず搬入、安置、出棺業務に10日程度専念した。福祉事務所は、区の災害対策本部の一員としての役割が決まっており、当日より本来業務ができなかったのが現実であった。そのため被保護者の安否確認や在宅者のケアも十分できず、ライフラインの寸断の中で、余震に揺れる被災地一帯で、「助けてほしい」「誰か来てほしい」と何度も声をだしているのではないだろうか、しかし、その声はどこまで届いたのか、ケースワーカーのところまで届いていないのではないだろうか、と安否について確認できないもどかしさと不安が日々大きくなっていく日が続いた。[『阪神・淡路大震災－福祉の現場から－』兵庫県福祉部援護福祉課(1996/3),p.33]

>

【引用】<芦屋市>震災直後は避難所での泊り込みや遺体の納棺作業に従事し、その後は救援物資の配送という気の遠くなるような業務に明け暮れる日々が続き、すぐには被保護者の安否確認ができなかった。それでも各ケースワーカーは、物資班業務の合間をぬって自転車で被保護者のアパートは避難所をかけ回った。[『阪神・淡路大震災－福祉の現場から－』兵庫県福祉部援護福祉課(1996/3),p.53]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

【02】災害時要援護者への対応

【教訓情報】

01. 福祉担当職員が震災対応業務に追われ、在宅高齢者などの安否確認は困難だった。このため、在宅者の状況を把握するためのローラー作戦が実施された。

【教訓情報詳述】

02) 一部では、比較的早期から、ボランティアなどの協力を得つつ、避難所や在宅の要援護者の生活状況に関する調査が行われた。

【参考文献】

【参考】神戸市東灘保健所では、1月30日～2月4日の6日間、ボランティア(医療職と一般ボランティアによる全戸対象のローラー作戦による在宅者悉皆訪問が行われた。これについては、[『阪神・淡路大震災の記録 - 東灘保健所の活動報告 -』神戸市東灘保健所(1996/2),p.64-67]にある。

>

【参考】「高齢者ケアセンターながた」を中心に組織された「長田地区高齢者・障害者支援ネットワーク」による避難所の被災高齢者実態調査(1月29日～2月3日実施)および在宅要援護者調査(2月20日～3月14日)については、[『阪神・淡路大震災 長田区要援護者実態調査結果報告書(中間報告)』ながた支援ネットワーク(1995/5),p.3-16、19-29]にある。

>

【参考】神戸市が2月13日～3月10日頃までに実施した要援護者実態調査では、民生委員・児童委員(および一部ボランティア)の協力により在宅高齢者の実態把握も行われている。これについては、[『平成7年 兵庫県南部地震 神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局(1996/8),p.32-33]にある。

>

【引用】震災当日から、保健婦及び作業療法士は、これまで係わっていた訪問相談ケース160人及びリハビリ教室参加者120人に対して、安否と状況の確認を電話又は訪問で実施しました。また、ホームヘルパーを派遣している159世帯についても、ヘルパーが同様に安否と状況の確認を行いました。...(中略)...平常時の訪問・派遣対象世帯以外の高齢者等の安否確認は、それぞれの地域で民生・児童委員により行われました。[『兵庫県南部地震 明石市の災害と復興への記録』明石市役所(1996/1),p.68]

>

[引用] (震度7エリア自治体アンケート結果)高齢者・障害者などの災害弱者について、まず安否確認及び避難状況の調査を始めたが、当初交通条件も悪く状況把握が遅れた。後にボランティアに手伝ってもらって対象者の安否確認が進んだ。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.106-107]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

01. 福祉担当職員が震災対応業務に追われ、在宅高齢者などの安否確認は困難だった。このため、在宅者の状況を把握するためのローラー作戦が実施された。

【教訓情報詳述】

03) 2月半ばには、県が被災市町に対して「要援護者生活状況把握ローラー作戦」を実施するよう呼びかけて実施され、3月末までに2,875件の要措置者が把握された。

【参考文献】

[引用] 2月15日、民生委員・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等が中心となり、必要に応じたサービスの提供を一層徹底するための“要援護者生活状況把握ローラー作戦”...(中略)...を実施するよう関係市町に通知した。[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1ヵ月の記録』阪神・淡路大震災兵庫県対策本部(1995/7),p.84]

>

[参考] ローラー作戦の結果、実態把握した要援護者59,357件、うち何らかの措置を必要とする者2,875件、そのうち2,095件が高齢者だったとされる。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.167]

>

[引用] 民生委員については、震災によりその多くが被災し、中には物故者も出るなど、初動対応ができない者が出たが、初動期に民生委員が果たした役割はきわめて大きかった。
まず、震災直後の1月18、19日に民生委員が要援護者等の安否確認を実施したほか、2月15日に、県が被災各市町に対し「要援護者生活状況把握ローラー作戦」と「要援護者移送作戦」を実施するよう通知を行い、民生委員がこれらの作戦に参画した。
[松原一郎「高齢者の見守り体制整備」、『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証)「健康福祉分野」兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.154]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

02. 在宅、あるいは避難所で衰弱した高齢者は、緊急入所やショートステイによって老人福祉施設等で介護された。

【教訓情報詳述】

01) 1月20日、厚生省は各都道府県・指定都市に対して、緊急一時入所措置等の弾力的な取扱いについて通知が出され、定員枠の超過や事務手続き簡略化などが認められた。

【参考文献】

[参考] 神戸市長田区の「高齢者ケアセンターながた」所長である中辻氏が、厚生省と直談判をして手続き簡略などの措置を求めた経緯については、[中辻直行「震災の神戸から見たもの」『まごの手通信 No.16』(1995/7),p.5-6]にある。

>

[参考] 厚生省が、各都道府県・指定都市に対し、緊急一時入所・通院に関して、定員の1割を超える入所を認めるとともに、入所手続きも場合によっては事後で良いとするなど弾力的な対応をとったことについては、[厚生省大臣官房政策課『厚生省防災業務計画関連資料集』中央法規出版(1996/8),p.188、347]にある。

>

[引用] 1月20日付で厚生省から各都道府県、指定都市に対し緊急一時入所措置等の弾力的な取扱いについて通知がなされ、本県からも関係先に対して協力を求めた。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.166]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

【02】災害時要援護者への対応

【教訓情報】

02. 在宅、あるいは避難所で衰弱した高齢者は、緊急入所やショートステイによって老人福祉施設等で介護された。

【教訓情報詳述】

02) 2月5日、神戸市長田区では、「高齢者ケアセンターながた」を中心に組織された「ながた支援ネットワーク」により、長田在宅福祉センターに高齢者専用避難所が設置され、延べ26人の高齢者が保護された。

【参考文献】

【参考】長田区の高齢者専用避難所「サルビア」については、「中辻直行「震災の神戸から見えたもの」『まごの手通信 No.16』(1995/7),p.6-7]参照。これによると、神戸市長田区の「高齢者ケアセンターながた」を中心にボランティアなどが「ながた支援ネットワーク」(長田地区高齢者・障害者緊急支援ネットワーク)を組織、協力可能な個人や機関、団体に協力を呼びかけると同時に、高齢者専用の二次避難所を早急に作ることにした。この結果、2月5日には、神戸市立長田在宅福祉センターを借りて、高齢者専用避難所「サルビア」が開設された。

>

【参考】ながた支援ネットワークが組織された経緯については[ながた支援ネットワーク編『ボランティアとよばれた198人』中央法規(1995/11),p.12-24]参照。

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

【02】災害時要援護者への対応

【教訓情報】

02. 在宅、あるいは避難所で衰弱した高齢者は、緊急入所やショートステイによって老人福祉施設等で介護された。

【教訓情報詳述】

03) 援護の必要な高齢者に対しては、老人ホームへの緊急ショートステイ、国民宿舎等公共施設を利用した二次避難所への緊急入所が行われた。

【参考文献】

【引用】平成7年3月末までに2,290名の高齢者、214名の障害者、1557名の児童を社会福祉施設に緊急一時入所・通所させた...(後略)...[厚生省大臣官房政策課『厚生省防災業務計画関連資料集』中央法規出版(1996/8),p.188]

>

【参考】要措置者に対する3月末までの措置状況(保健指導1,537件、ホームヘルパー派遣653件、緊急入所353件)、および緊急入所やホームヘルパー利用に関する各種費用については1月25日付厚生省通知により一定の減免措置がとられたことについては、[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.167]参照。

>

【参考】神戸市における高齢者の緊急ショートステイ、緊急一時受入施設(公共宿泊施設等)への緊急入所、ホームヘルプサービス等については、[『平成7年 兵庫県南部地震 神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局(1996/8),p.34-36]参照。

>

【参考】西宮市において、3月1日より避難所等の高齢被災者のうち健康に不安のあるものを老人保養施設へ一時的に受け入れた措置(二次避難所の開設)については、[西宮市総務局行政資料室『1995・1・17 阪神・淡路大震災―西宮の記録―』西宮市(1996/11),p.126-127]にある。

>

【参考】尼崎市における施設別(救護施設、老人ホーム、病院、精薄施設、その他)緊急入所措置者の状況については、[『阪神・淡路大震災―福祉の現場から―』兵庫県福祉部援護福祉課(1996/3),p.67]にある。

>

【参考】明石市における緊急一時入所(2月8日までの間に、特別養護老人ホーム33人、養護老人ホーム4人、有料老人ホーム3人、老人保健施設38人入所)については、[『兵庫県南部地震 明石市の災害と復興への記録』明石市役所(1996/1),p.68]にある。

> [引用] (震度7エリア自治体アンケート結果)避難所の高齢被災者のうち、健康に不安のある者を処遇改善のため、2次避難所に一時受入れた。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.106]

> [参考] 一方で、民間ホテルなどから避難施設として提供するとの申し出があったにもかかわらず自治体側が他避難所とのバランスを理由に断った例があるとして、このような施設こそ要援護者の入る福祉避難所として活用を検討することが必要との指摘もある。[中川和之「毛布とおにぎり」から「間仕切り、風呂つき」へ』『近代消防 Vol.437』近代消防社(1998/2),p.4]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

02. 在宅、あるいは避難所で衰弱した高齢者は、緊急入所やショートステイによって老人福祉施設等で介護された。

【教訓情報詳述】

04) 一時入所をする高齢者の中には、当初は住み慣れた自宅近くから離れることをいやがり、施設入所を拒否する高齢者もいた。

【参考文献】

[参考] 高齢者が施設へ行くことを拒否した例については、[中辻直行「第4部 第5章 第2節 高齢者」『阪神・淡路大震災誌』朝日新聞社(1996/2),p.545]にある。

> [参考] 自宅が全壊した痴呆の単身高齢者が、避難を勧められたが「住み慣れた家から離れたくない」と拒否、しばらく半壊の親戚宅に身を寄せた後に、緊急ショートステイとなった例が、[『阪神・淡路大震災一福祉の現場から一』兵庫県福祉部援護福祉課(1996/3),p.66]に示されている。

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

02. 在宅、あるいは避難所で衰弱した高齢者は、緊急入所やショートステイによって老人福祉施設等で介護された。

【教訓情報詳述】

05) 3月時点で、緊急一時入所した高齢者の約3分の1が引き続き入所を希望したため、定員の10%等を限度に定員外措置をとって入所措置をとった。

【参考文献】

[参考] 緊急一時入所者に対して県老人福祉施設連盟による意識調査の結果、約3分の1が引き続き入所を希望したこと、このことから定員の10%及びショートステイ空ベッドの2分の1を限度として定員外措置をとることになったこと等については、[震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.304]参照。

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

03. 高齢者の間では、従来もっていた慢性疾患の悪化、ストレスや生活環境の悪化による疾患の増加が起こった。これらによる死亡等は、震災関連死として位置づけられた。

【教訓情報詳述】

01) 震災から数日たつと、特に高齢者の間で、胃潰瘍などのストレス病、心血管系疾患、高血圧や肺炎などの呼吸器系感染症が増加し、「震災後関連疾患」と呼ばれた。

【参考文献】

【参考】震災後に多発した内科的疾患(ストレス病、肺炎を中心とする感染症、慢性疾患患者の投薬中断による悪化)において高齢者が多数を占めていたとの指摘は[千葉勉・横山光宏「第4部 第3章 第3節 高齢者」『阪神・淡路大震災誌』朝日新聞社(1996/2),p.516-524]参照。

>

【参考】震災後6カ月の疾病動向については、肺炎・気管支炎、心不全、消化管出血、脳卒中、交通事故という分類で概要が[『いま神戸から - 東神戸病院・4診療所からの報告 - 続・震災の真ん中で』医療法人神戸健康共和会(1995/9),p.33, 35]に示されている。

>

【引用】肺炎・気管支炎、心不全、上部消化器官出血、脳卒中などの二次的災害と思われる患者が、特に2月初旬までに多く搬入された。...(中略)...神戸協同病院の上田医師は、これらの疾患を「震災後関連疾患」と呼び、協同病院でも3月末までに17名が亡くなられたと報告されている。「震災後関連疾患」は地震とその後の避難所生活などの生活環境の激変によるストレスや寒冷、低栄養などがその主たる原因と考えられる疾患群と定義している。[『いま神戸から - 東神戸病院・4診療所からの報告 - 続・震災の真ん中で』医療法人神戸健康共和会(1995/9),p.27]

>

【引用】(被災地市民グループインタビュー結果)避難所に行ったり、応急仮設住宅に入ったりすると、3日目頃から高齢者、身体障害者等の中で、普段は何ともないのに突然に持病の発作等の症状が出る人が出た。また、状況の変化が激しいので、高齢者がボケてしまう事が多く、その対応が分からず困った。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.15]

>

【引用】震災によるストレスが精神症状としてではなく身体症状として現れた人々がいた。今回の震災時のような極限状況を体験した被災者、とくに慢性疾患を持った患者は皆、健常人と比べてストレスの影響を強く受けていたように思う。...(中略)...当病院の経験からすると、胃・十二指腸潰瘍と糖尿病が震災によるストレスをとくに強く受けた疾患であったように思う。[『震災から5年 災害医療の現場から』神戸赤十字病院(2000/1),p.48]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

03. 高齢者の間では、従来もっていた慢性疾患の悪化、ストレスや生活環境の悪化による疾患の増加が起こった。これらによる死亡等は、震災関連死として位置づけられた。

【教訓情報詳述】

02) 「震災後関連疾患」による死亡は数百～千名とも言われ、その多くは各自治体により「震災関連死」として位置づけられた。(「第1期 初動対応」,I.被害発生, B.人的被害)参照)

【参考文献】

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

04. 外国人は、情報入手や避難所生活、高額医療費負担など様々な面で苦労も多かった。不法就労者に対する特例措置、外国人支援ボランティアなどの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

01) 外国人に対する情報提供の不足が指摘され、外国語の情報誌発行、外国語での生活相談などが行われた。

【参考文献】

[引用]「情報収集は、我々にとって大きな課題であった。それというのも、我々のうち誰一人として日本語を十分理解し、ニュースを英語に上手く訳せる人間がいなかったからである。我々はたいていBBCやCNN等の外国のニュース番組に頼らなければならなかったのだ」と述べている。このように日本語をまだ十分に理解できない多くの留学生は、混乱状態の中で情報からも孤立させられ、きわめて不安定な日々を過ごしていたことがわかる。[瀬口郁子・中西泰洋「1 留学生の被災と支援活動」『阪神大震災研究2 苦闘の被災生活』(1997/2),p.86-87]

> [参考] 外国人に対する情報提供については、[芹田健太郎「第4部 第5章 第4節 外国人」『阪神・淡路大震災誌』朝日新聞社(1996/2),p.555]参照。

> [参考] 兵庫県警では、大阪府警の応援を得て、1月19日から5カ国語で「外国人相談コーナー」を設置し、約2カ月で1,962件の相談に応じた。[『阪神・淡路大震災 警察活動の記録～都市直下型地震との闘い～』兵庫県警察本部(1996/1),p.202-203]

> [引用] (震度7エリア公益法人・市民対応研究者とアライン結果) 留学や短期滞在のために神戸に住んでいる外国人の被災家族の場合、避難所の場所もその表示も分からず、さらに日本語が不自由ということもあって、避難所において積極的な行動をとることができず、ところによっては避難所の他の人びとから排除されていく事例さえあった。[『平成10年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 報告書』国土庁防災局・(財)阪神・淡路大震災記念協会(1999/3),p.7]

> [引用] 日頃から外国人の支えとなっていた(財)兵庫県国際交流協会は、神戸交通センタービルに所在するが地震により損壊したため相談業務が果たせず、外国人の不安をいっそう募らせることとなった。そうした状況下、1月19日にひょうご県警察は生田警察署内に24時間体制の外国人相談コーナーを設置した。[『阪神・淡路大震災誌』(財)日本消防協会(1996/3),p.122]

> [引用] 大阪市内でフィリピン人向けのビデオレンタル店で働いていた田村太郎は、震災発生から2日後、大阪で在日外国人ミニコミ編集者に呼びかけて「外国人地震情報センター」を立ち上げ、英語、中国語、韓国語、朝鮮語、タイ語、スペイン語、日本語の7言語に対応する電話相談を開設し、被災地にチラシを配った。ボランティアの登録数はたちまち400人にもなり、3日後には20言語で対応できるようになった。

電話相談の件数はこの年の6月までに900件。相談内容は、補償金・義援金の受け方、解雇・賃金未払いなどの労働問題、住居相談、医療費問題などだった。相談に携わったボランティアたちは、外国人居住者が抱えている問題は震災によって表面化したのであって、常に生活の中にはさまざまな問題が渦巻いていることを強く感じた。

[『「災害救援の方策とその経験の集積」研究会報告書～KOBEB 災害救援の思想～ 芹田健太郎委員研究会調査研究報告書』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.39]

> [引用] 震災後、各自治体は外国語でも広報紙を発行したが、翻訳された言語数は限られ、しかも混乱した生活の中で、すべての外国人には届かなかった。日本人と外国人が入り交じった避難所では、偏見や互いの生活習慣への理解不足から、トラブルも続発した。

各自治体やボランティア団体が設けた外国人のための相談電話は、引っぱりなしに鳴り続けた。「外国人も避難所に行っていないか」「罹災証明書や義援金の意味が分からない」「時差のある母国に夜に電話をかけていて、「うるさい」と切られた」。震災直後、県国際交流協会が受けた数は六日間で二百三十七件に上った。

[神戸新聞記事「上、外国人との共生 / 偏見 欠かせぬ日ごろの交流」『震災10年 そして見えてきたこと』(2005/1/24),p.-]

> [参考] 財団法人神戸学生青年センターは、被災留学生のホームステイ先や生活一時金支給等の留学生支援活動を行った。[『「災害救援の方策とその経験の集積」研究会報告書～KOBEB 災害救援の思想～ 芹田健太郎委員研究会調査研究報告書』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.37]

> [引用] (外国人地震情報センター)

外国人であることでまず困るのは言葉であるとの考えのもと、震災直後から被災の少なかった大阪を拠点として、多言語による情報提供を積極的に行った組織である。1月19日から7言語でのホットラインを開設し、1月22日に情報提供を専門とする団体として正式に発足した。また、1月末からは13言語によるニュースレターも発行し、衣料、義援金についての情報を提供した。さらに、3月末から地元のFM局であるKiss - FM KOBEBで朝夕10分ずつ、曜日ごとに5ヶ国語での情報提供も行った。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.289]

> [引用] 震災後、公的な機関で最初に外国人のための相談窓口を設置したのは兵庫県警察本部であった。兵庫県警は、1月19日に24時間体制での電話による外国人県民の相談受付を開始した。

言語は日本語のほか、英語、韓国・朝鮮語、中国語、ロシア語、スペイン語で、3月18日に相談業務を終了するまでの相談件数は1,962件であり、半数以上が安否確認に関する相談であった。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.292]

> [引用] (兵庫県)

外国人県民インフォメーションセンターが当時入居していたビルは震災で倒壊したため、現在のクリスタルタワーに移転し「緊急外国人県民特別相談窓口」として相談業務を再開したのは1月24日であった。この特別

相談窓口は、土・日・祝日も相談を受け付けることとしたため、従来からの相談員だけでは対応しきれず、ボランティアスタッフの応援も得て相談業務に当たった。

開始直後の相談では、安否確認や仮設住宅の申し込みなどの住居関係の相談が多かったが、開始から2週目に入ると安否確認に関する相談件数は減少し、生活相談や住居関係、震災による解雇に関する相談などが多くなった。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.293]

>

[引用] 情報誌 (News Flash) の発行

母国語による情報が少なく日常生活等に支障を来している外国人県民を支援するため、2月28日から毎週1回、5カ国語(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、韓国・朝鮮語)による情報誌を発行した。情報誌には罹災証明書の発給手続き、仮設住宅の入居手続き、留学生・就学生への資金援助などの情報を掲載し、避難所や外国公館、国際交流関係団体、外国人学校等に配布した。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.293-294]

>

[引用] 「被災外国人県民支援活動助成事業」として、NPO/NGOなど民間団体が被災外国人県民に対して実施している情報提供、生活相談等の支援活動に要する経費を一部助成し、被災外国人県民の生活復興を支援することとした。

また、(社)日本青年会議所関東地区協議会から(財)兵庫県国際交流協会に対してなされた助成の一部を「国際NGO等の活動支援」に当てることとし、阪神大震災地元NGO救援連絡会議に対して助成した。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.295]

>

[参考] 外国人への支援活動については、『阪神淡路大震災から10年 - 外国人と共にくらすまちをめざして - NGO神戸外国人救援ネット10周年記念誌』NGO神戸外国人救援ネット(2005/2),p.-]に詳しい。

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

04. 外国人は、情報入手や避難所生活、高額医療費負担など様々な面で苦労も多かった。不法就労者に対する特例措置、外国人支援ボランティアなどの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

02) 震災前からの居住が確認されれば、外国人に対してもり災証明等が発行されたが、観光ビザなどによる不法就労者、在留期限切れの外国人は対象外だった。

【参考文献】

[参考] 神戸市における外国人に対するり災証明発行については、[1.17神戸の教訓を伝える会『阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録』ぎょうせい(1996/5),p.118]参照。

>

[引用] キケの家族には借金だけが残った。地震による死亡者の遺族に支給される災害弔慰金は、国籍は関係ない。しかし、あくまでも住民が対象。神戸で暮らしていても観光ビザで入国したキケは法律上旅行者であり、弔慰金の支給はなかった。[読売新聞大阪本社『阪神大震災』読売新聞社(1995/10),p.110]

>

[引用] (災害弔慰金の)支払の対象は日本人に限られていない。定住外国人の犠牲者にも適用された。しかし、3人については支給するかどうかの問題になった。

ひとり、神戸で7年間暮らし、外国人登録もしている中国人男性で、超過滞在であることが問題にされた。ペルー人男性は震災発生の前日に短期ビザの期限が切れたが、期限切れよりも短期ビザであったことが問題にされた。

3日前に留学中の夫を訪ねて観光ビザで神戸に来ていた韓国の23歳の女性も同じ理由で対象からはずされた。…(中略)…

弔慰金の支払は、たてまえとしては自治体の判断に任されていたが、支払う先の「住民の遺族」について、当時の厚生省は「住民とはそこに生活の本拠があるもの」と解釈し、旅行者や住所不定の者は住民と認めず、支給できないとしていて、自治体の多くはこの解釈に従った。

[『「災害救援の方策とその経験の集積」研究会報告書 ~ KOBE発 災害救援の思想 ~ 芹田健太郎委員研究会調査研究報告書』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.36]

>

[参考] 「外国人の在留資格の種類、有無にかかわらず救援・支援すべきだ」とする運動から外国人救援ネット(その後、神戸外国人救援ネット)が作られ、施策提言、医療費支援等の活動を行った。[『「災害救援の方策とその経験の集積」研究会報告書 ~ KOBE発 災害救援の思想 ~ 芹田健太郎委員研究会調査研究報告書』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.36]

>

[引用] (災害弔慰金)

問題となったのは、日本国内に生活の本拠を有しない短期滞在の外国人や非正規滞在の外国人への支給であった。厚生省(当時)の見解では、外国から来た旅行者や非正規滞在外国人については、一般に日本国内に住所を有しているとは認めがたいため、災害弔慰金を支給することは困難であるとのことであった。

この問題に対しても、阪神大震災地元NGO救援連絡会議の外国人被災者救援連絡協議会から、平成7年3月31日付けで、知事あてに外国人死亡者への弔慰金支給に関する要望書が提出され、県も厚生省(当時)と協議を重ねたが、見解は変わらなかった。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.304]

>

[引用] (義援金)

日本赤十字社兵庫県支部は2月26日、外国人登録の有無にかかわらず、全壊・半壊した世帯と家族が死亡した世帯にも10万円の義援金を支給することを表明し、外国人登録のない外国人の義援金受付窓口を日赤に一歩化した。

ただし、この義援金を得るためには、役所での罹災証明や居住を証明する書類など各種の証明が必要であった。公務員には入管への通知義務があることから、超過滞在者などは、役所に自分の住所や氏名を届けられなかったり、雇い主が住宅を借りて、そこに外国人労働者を住まわせていたような場合、賃借人は雇い主であることから居住を証明する書類が整えられないということがあったため、義援金を得るまでに大変な苦勞をした外国人県民も少なくなかったようである。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.304]

[区分]

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

[教訓情報]

04. 外国人は、情報入手や避難所生活、高額医療費負担など様々な面で苦勞も多かった。不法就労者に対する特例措置、外国人支援ボランティアなどの対応がはかられた。

[教訓情報詳述]

03) 不法就労者に対する配慮として、県警本部に設けられた外国人相談窓口では身分証明を求めず、また不法滞在者のうち帰国希望者には領事館等を通じて合法的出国が可能となるよう取り計らわれた。

[参考文献]

[引用] その一方で援助が差しのべられにくい「不法滞在」の外国人に対して、公的な面での柔軟な対応がとられた。兵庫県警察本部は1月19日には外国人への相談窓口を設置し、英語・中国語・韓国語・スペイン語などで対応。相談の際にも名前やパスポートなどの身分証明を求めない特例措置をとり、不法滞在者の人権を擁護した。また、不法滞在者であっても帰国を希望している場合には領事館などを紹介し、合法的に出国できるような措置がとられた。[1.17神戸の教訓を伝える会「阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録」ぎょうせい(1996/5),p.118]参照。

[区分]

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

[教訓情報]

04. 外国人は、情報入手や避難所生活、高額医療費負担など様々な面で苦勞も多かった。不法就労者に対する特例措置、外国人支援ボランティアなどの対応がはかられた。

[教訓情報詳述]

04) 外国人死傷者の中には、健康保険に加入していないため高額医療費が自己負担となった例もある。医療機関が回収不能になった場合には「阪神・淡路大震災復興基金」より補助を行うという措置がとられた。

[参考文献]

[引用] 3月20日(月)外国人被災者の入院患者に100万円単位の治療費請求が行われていることが明るみ

に。[薬業時報社大阪支局編集部『災害医療 阪神・淡路大震災の記録－被災地の命はどう守られたか－』薬業時報社(1995/9),p.210]

> [参考] 外国人医療費については、[1.17神戸の教訓を伝える会『阪神・淡路大震災 被災地“神戸”の記録』ぎょうせい(1996/5),p.119]参照。これによると、平成7年9月29日、阪神・淡路大震災復興基金により「外国人県民救急医療費損失特別事業」を開始、震災時に県内に在住していた外国人の医療費で回収不能となっているものに対し、300万円を上限に補助を行ったとされる。

> [引用] 外国人県民救急医療費損失特別補助：外国人県民が受けた医療費の未回収分に係る医療機関への補助[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.390]

> [参考] 外国人県民に対する情報支援、医療費助成の実施の経緯が
[『阪神・淡路大震災10年 翔べフェニックス 創造的復興への群像』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2005/1),p.137-140]
に紹介されている。

> [引用] 健康保険に入っていれば、震災特別措置で本人負担分が免除されたが、保険に入っていない、あるいは入れない外国人の場合は100万円から300万円もの治療費の支払が困難だった。[『「災害救援の方策とその経験の集積」研究会報告書 ～KOBE発 災害救援の思想～ 芹田健太郎委員研究会調査研究報告書』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.36]

> [引用] 超過滞在などの外国人県民のなかには、健康保険などに加入できないため、震災に起因するけがなどにより、多額の医療費を自己負担せざるを得ない人がいた。

そこで県では、救命という人道的立場から被災外国人県民を救済するため、「外国人県民救急医療費損失特別補助事業」を創設した。これは、震災に直接起因する傷病で、外国人県民が県内・県外の医療機関で医療を受けた場合において、医療保険に加入していなかったことから回収不能となっている医療費について、震災に伴う緊急特別な措置として医療機関に対して補助を行うものであった。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9)』(第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.295]

> [引用] (外国人救援ネット)
医療費については、6月に、被災した短期滞在や超過滞在の外国人の医療費を全国からの募金で肩代わりする「医療費の肩代わり基金」を創設した。これは、募金を集め外国人の医療費を肩代わりし、将来的には国などに請求していくことを目指したものである。県が10月から…(中略)…「外国人県民救急医療費損失特別補助事業」を開始したことから、この肩代わり基金で得られた募金の一部は、災害弔慰金を得られなかった外国人県民にも支給された。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9)』(第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.295-296]

> [参考] 外国人の救急医療費問題については、[芹田健太郎「国際交流・協力を通じた国際性豊かな社会づくり」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9)』(第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.342]にもある。

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

04. 外国人は、情報入手や避難所生活、高額医療費負担など様々な面で苦労も多かった。不法就労者に対する特例措置、外国人支援ボランティアなどの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

05) 外国人の支援に携わる人材が震災前から県内におり、さらに関東から支援に駆けつけた人々の存在が、外国人被災者の支援活動を可能にした。

【参考文献】

[引用] ニューカマーと呼ばれる新渡日者については、組織として支援する団体は当時まだほとんど存在しなかった。しかし注目すべきことは、さまざまな形で外国人を支援する活動についていたきわめて有能で活動的な人たちが、震災前に県内にすでに集まっていたという事実である。これは兵庫県にとってまことに幸運なことであった。…(中略)…また元来は兵庫と縁がなかったにもかかわらず、震災直後に関東から支援に駆けつけ、そのまま今日に至るまで定住し、外国人支援活動のリーダーになっている人々の存在も忘れてはならない。これらの人々の存在がなければ、震災直後からすぐに立ち上げられたさまざまな外国人被災者の支援活動はありえなかったのである。[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9)』(第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・

復興10年委員会(2005/3),p.286]

>

[引用] 震災前から外国人の支援活動にかかわっていた多くの人たちが、震災を契機としてさまざまな形で糾合し、それぞれ特色のある目的をもった団体を設立し、組織として外国人県民の支援に当たるようになった。特に、震災直後の被災した外国人支援については、行政よりもこういった団体が先導的な役割を果たしたことは、特筆に値する。[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.289]

>

[引用] NPO/NGO等が被災した外国人県民の支援を行うなかで、医療費や災害弔慰金など法制度の問題などが生じ、行政との情報交換、研究協議の場が必要となった。行政も外国人県民に対する支援について、NPO/NGO等の意見を重視するようになっていたことから、互いが協議する場が設置され、多くのNPO/NGO等と兵庫県、神戸市の関係職員などがメンバーとなった。この協議の場は、「Government(行政)」とNGOで構成されたことから、後に「GONGO(ゴンゴ)」と名付けられた。

ここでは、出席者はそれぞれが所属する組織としての立場を離れ、個人としての考えを述べるのがルールとされ、自由な議論がなされた。

当初は、医療費、災害弔慰金、義援金の問題などについて、NPO/NGO等からの要望が中心であり、互いの意見が衝突することもあったが、定期的に顔を合わせることで、信頼関係が生まれていった。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.296-297]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

04. 外国人は、情報入手や避難所生活、高額医療費負担など様々な面で苦労も多かった。不法就労者に対する特例措置、外国人支援ボランティアなどの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

06) 外国人団体や外国人学校は、国籍や民族の区別無しに被災者支援を行った。

【参考文献】

[引用] 朝鮮学校などの外国人学校は、自らが校舎の全壊や損傷によって大きな被害に見舞われながらも、一部の地元住民の避難所として地域住民を受入れ、支援団体から送られた救援物資を、同胞だけではなく日本人の地域住民などにも平等に分配した。これを機にその後地域住民と外国人学校との関係は大きく改善されることとなった。[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.291]

>

[引用] 総聯は先述のように、朝鮮学校を中心として国籍、民族の区別なしに被災者支援を行い、民団も長田の西神戸支部を中心として、被災者の支援を行った。在日本印度商業会議所でも、会員がインド料理の炊き出しを行うなどの支援を行った。

また、県内に居住する外国人の社交場や外国人コミュニティの活動拠点として利用されている神戸外国倶楽部は、NPO/NGO等であるイギリス国際救助隊の拠点としても利用された。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.292]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

04. 外国人は、情報入手や避難所生活、高額医療費負担など様々な面で苦労も多かった。不法就労者に対する特例措置、外国人支援ボランティアなどの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

07) 一部の避難所では外国人に対する差別や暴力事件が起きた。

【参考文献】

[引用] 神戸市立鷹取中学校には、震災当時、6.5%の外国人児童が在籍していた。最も多いのは在日韓国・朝鮮籍の子もたちだが、それ以外に、ペルーやベトナムの児童も在籍していた。学校にも多くの外国人が避難してきており、ベトナムが130人、在日韓国・朝鮮が300人、ペルーやイランが2～3家族であった。

ここでは、在日韓国・朝鮮人やベトナム人が条件の悪い場所を割り当てられるという差別や暴力事件などのトラブルが頻発したが、そのたびに同校の教師たちが積極的に関わり、問題解決のための努力がなされた。また、日本人も外国人も一緒になって炊き出しを行って、それぞれの国の料理を一緒に食べたりすることも差別や対立を和らげるのに大きな効果があったようである。

[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.294]

>

[引用] 避難所で、ベトナム人が自宅から持ち寄った肉や魚を焼いて食べていると、日本人から「どこのスーパーで盗んできたんや」と罵声(ばせい)を浴びせられた。日本語が不得手で、説明できない。誤解が解けないままだった。

言葉の壁、偏見、ちょっとした生活習慣の違いが、誤解やいさかいにつながった。

[神戸新聞記事「下・外国人との共生/コミュニティー 広がる同胞の支援活動」『震災10年 そして見えてきたこと』(2005/1/26),p.-]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

04. 外国人は、情報入手や避難所生活、高額医療費負担など様々な面で苦労も多かった。不法就労者に対する特例措置、外国人支援ボランティアなどの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

08) 外国人の安否確認はボランティアらの手作業により行われた。

【参考文献】

[引用] 初動対応期には、外国人の安否の確認は、カトリック教会のシスターやそれを支えるボランティアが自転車で避難所を回るという手作業によってなされた。大規模な災害の場合には、外国人安否の確認と、外国人被災者自身が居場所やメッセージを伝えられる双方の情報手段が必要である。[竹沢泰子「外国人県民支援のしくみづくりと地域の国際化の推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.303]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

05. 視覚障害者にとっては、市街地の変容や慣れない避難所、仮設住宅により移動困難となった。また、避難所における詳細情報は張り出されることが多かったため、視覚障害者は情報入手が困難だったとも言われる。

【教訓情報詳述】

01) 視覚障害者は、市街地の変化、避難所・仮設住宅などの新しい生活により、認知地図の再構築が必要となり、移動は困難だった。

【参考文献】

[参考] 視覚障害者の避難所生活の問題点については[日本住宅会議編『1996年版 住宅白書 阪神・淡路大震災とすまい』ドメス出版(1996/3),p.62-63]参照。

>

[引用] 地震被害によって街の様子が変化したため、それまで視覚障害者が作ってきた認知地図が使用不能になり、移動が困難になった。さらに、認知地図を修復するための基準となる情報の入手が困難だった。

[林春男「災害弱者のための災害対応システム」『都市政策 no.84』(財)神戸都市問題研究所(1996/7),p.59-60]

>

[参考] 障害者を対象としたアンケート結果によると、視覚障害者は自宅にいても外出日数が少なく、その理由として周辺道路の環境の変化、騒音等の影響が大きいことが指摘されている。[阪神・淡路大震災調査報告編集委員会『阪神・淡路大震災調査報告 都市安全システムの機能と体制』土木学会・地盤工学会・

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

05. 視覚障害者にとっては、市街地の変容や慣れない避難所、仮設住宅により移動困難となった。また、避難所における詳細情報は張り出されることが多かったため、視覚障害者は情報入手が困難だったとも言われる。

【教訓情報詳述】

02) 避難所での詳細情報は掲示板などだったため、地域の詳細な情報が得られず、避難先を変えたり自宅へ戻った障害者がいた。

【参考文献】

[参考] 国立神戸視力障害者センターの視力障害者44名に対するヒアリング調査結果などからは、視覚障害者から見た避難所の問題点として、以下のようにまとめられている。[柏原士郎・上野淳・森田孝夫・編『阪神・淡路大震災における避難所の研究』大阪大学出版会(1998/1),p.161, 164]

(1) 避難所までの建物の倒壊や道路などの破損で障害が多く、移動が困難であった。

(2) 避難所のトイレ利用は移動途中の寝ている人が気になり我慢していた。

(3) 避難所の階段が暗くて危険であった。

(4) 盲導犬がいるので他の健常者と生活しにくい。

(5) 日常からあまりなじんでいない避難所では生活しにくい

(6) 避難所での情報伝達が掲示板によることが多いので不自由であった。

(7) 避難所で仕事(あんま・はり・マッサージ・きゅうなど)が続けられなかった。

>

[参考] 視覚障害者にとって避難所生活が困難だった点については、[災害時における視覚障害者避難調査委員会『阪神大震災被災地における視覚障害者避難調査報告書』社会福祉法人日本盲人福祉委員会(1996/3),p.30-31]に指摘されている。

>

[引用] 日本盲人連合会の調査では、一人暮らしの視覚障害者のうち、約50%が近所の人の案内で避難し、また、避難所で支援をしてくれた人も、近所の人が50%となっており、最も多い。また、普段からボランティアの支援を受けている障害者が当該ボランティアにより救出されたり、全国から駆けつけた多くのボランティアが移動のバリアや情報のバリアに苦しんでいた高齢者等を救ったケースも多く見られた。[市川禮子「ユニバーサルデザインのまちづくり」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) I 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.471]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

05. 視覚障害者にとっては、市街地の変容や慣れない避難所、仮設住宅により移動困難となった。また、避難所における詳細情報は張り出されることが多かったため、視覚障害者は情報入手が困難だったとも言われる。

【教訓情報詳述】

03) 視覚障害者向けに生活情報を載せた点字新聞が発行され、無料で配布された。

【参考文献】

[参考] 毎日新聞社の点字新聞「点字毎日」は、別冊「希望新聞点字版」(無料)を作成、2月5日～3月30日まで計10号を配布した。[近畿弁護士会連合会 編『阪神・淡路大震災人権白書—高齢者・障害者・子ども・住宅—』明石書店(1998/10),p.108]

>

[引用] 視覚障害者に対しては、安全を確保するため、全国から寄付された安全スティックを必要な避難所に配布した。[山本あい子「災害支援ニーズの高い人々の命と健康を守る看護・福祉の取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) I 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.57]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

06. 聴覚障害者は、音声による情報が入手困難だった。これに対して、手話通訳放送や文字放送、手話通訳配置、ファックスによる情報提供などが行われた。

【教訓情報詳述】

01) 避難所では、初期の情報伝達がほとんど音声情報だったため、聴覚障害者は物資配給などの情報を得ることが困難だった。

【参考文献】

[参考] 聴覚障害者の情報入手困難については、[稲葉通太「聴覚障害者運動の新生をめざして」『季刊福祉労働 第69号』現代書館(1995/12),p.33-35]参照。

>

[参考] NHKでは教育テレビにおいて、17日以降20日まで被災地で定時の手話ニュースが流されなかったため、大阪聴覚障害者協会から「長時間ぶっ通しの地震報道にもかかわらず、聴覚障害者に配慮した様子は全くなく、手話ニュースすら一方的に中断」と抗議を受けた。[藤原精吾「大震災と高齢者・障害者」『ジュリスト 臨時増刊1995年6月20日号 阪神・淡路大震災一法と対策』有斐閣(1995/6),p.63]

>

[参考] 避難所等での情報伝達は校内放送や口頭でなされるため、聴覚障害者には給食や物資の配給等の情報が伝わりにくかったとされている。[林春男「災害弱者のための災害対応システム」『都市政策 no.84』(財)神戸都市問題研究所(1996/7),p.59]

>

[参考] 聴覚障害者における避難所の問題点は、[柏原士郎・上野淳・森田孝夫・編「阪神・淡路大震災における避難所の研究」大阪大学出版会(1998/1),p.166]参照。これによると、以下のようにまとめられている。

- (1) 震災前に避難所の場所が確認されていなかった。
- (2) テレビやラジオによる報道からの情報が得にくい。
- (3) 救援物資の配布などの放送がわからず必要な生活情報の入手に苦労した。
- (4) 手話通訳者がいないので日常の会話に不自由した。
- (5) FAXの設置がほとんどなく、不自由した。

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

06. 聴覚障害者は、音声による情報が入手困難だった。これに対して、手話通訳放送や文字放送、手話通訳配置、ファックスによる情報提供などが行われた。

【教訓情報詳述】

02) 聴覚障害者の多くは、避難所へ避難せず、友人・親戚宅などへ避難したとも言われている。

【参考文献】

[参考] 聴覚障害者に避難所生活をした人が少ない点に関する指摘、および自分の所属する聴覚障害者団体の被災会員の中では友人宅、親戚宅などへの避難が多いとの指摘が、[日本住宅会議編「1996年版住宅白書 阪神・淡路大震災とすまい」ドメス出版(1996/3),p.66]にある。

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

06. 聴覚障害者は、音声による情報が入手困難だった。これに対して、手話通訳放送や文字放送、手話通訳配置、ファックスによる情報提供などが行われた。

【教訓情報詳述】

03) 聴覚障害者に対する支援として、手話ニュースの放送や、相談窓口への手話通訳者の配置、ファックスによる情報提供などが行われた。

【参考文献】

[引用] (関西テレビ)手話通訳は、20日から午後4時台の「阪神大震災情報」という30分の生活情報番組に、2週間全部つけました。[樺沢啓之他「被災者の目線で息長く報道」『月刊民放』コーケン出版(1995/6),p.11]

> [引用] (明石市)聴覚障害者の相談に応じるため、1月23日から手話通訳者の窓口配置を週3日から5日に増やしたほか、明石ろうあ協会災害対策本部へはファックスによって情報の提供を行いました。[『兵庫県南部地震 明石市の災害と復興への記録』明石市役所(1996/1),p.68]

> [参考] 災害発生直後、NHK大阪放送局では特別な番組編成にあたり、手話通訳放送・文字放送等を打ち切り、聴覚障害者に対する配慮を欠いたとの指摘もある。[林春男「災害弱者のための災害対応システム」『都市政策 no.84』(財)神戸都市問題研究所(1996/7),p.59-60]

> [引用] 聴覚障害者への情報伝達が困難であったことに対し、行政は兵庫県聴覚障害者協会と協議し、手話通訳ボランティアの確保に努めた。また報道機関の協力により、文字放送による情報提供を行った。さらに聴覚障害者のコミュニケーション手段を確保するために、手話通訳者の確保に加えて、通訳者派遣のコーディネートの中核である「ひょうご手話通訳センター」を設置した。[山本あい子「災支援ニーズの高い人々の命と健康を守る看護・福祉の取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.57]

> [引用] 全避難所へ生活情報ファックスネットを提供したほか、報道機関の協力により、2月1日から主な避難所に文字放送専用テレビを順次設置し(30箇所)、生活、物資、交通網、医療等の情報を繰り返し放送することにより、情報提供を行った。[山本あい子「災支援ニーズの高い人々の命と健康を守る看護・福祉の取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.69]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

07. 肢体障害者の場合には、避難もままならず、また避難所や仮設住宅での車椅子生活にも困難があった。

【教訓情報詳述】

01) 車椅子利用者は避難そのものが困難だった。また避難所となった学校などは、階段や段差が多く仮設トイレが狭いなど、車椅子利用者などは利用しにくかった。

【参考文献】

[参考] 下肢障害者の避難状況については[柏原土郎・上野淳・森田孝夫・編「阪神・淡路大震災における避難所の研究」大阪大学出版会(1998/1),p.157-161]参照。これによると、下肢障害者は健常者と比較して、避難所での生活が難しいために可能な限り避難せずに自宅で生活しようとした人が多いとされている。

> [参考] 肢体障害者の避難状況、避難所における状況については、[近畿弁護士会連合会 編「阪神・淡路大震災人権白書—高齢者・障害者・子ども・住宅—」明石書店(1998/10),p.113-116]参照。

> [参考] 肢体不自由者が避難所で苦労した点として、エレベータ等がないために垂直移動が困難なこと、ベッドではなく床で寝ることが困難なこと、仮設トイレの利用が困難なこと、周囲の人々に介護を依頼しなければならぬため気兼ねが多いことをあげている。[林春男「災害弱者のための災害対応システム」『都市政策 no.84』(財)神戸都市問題研究所(1996/7),p.62]

> [参考] 避難所に指定された学校に車椅子トイレがなく、段差があったことから、「まちづくり条例」における学校の取り扱いが問題であるとの指摘がある。[日本住宅会議編「1996年版 住宅白書 阪神・淡路大震災とすまい」ドメス出版(1996/3),p.67-68]

> [参考] 神戸市の依頼により行われた障害者支援センターの東灘・灘・兵庫区障害者実態調査によると、身体障害者が避難所で生活している割合は、知的障害者の半数以下、身障者が避難所で生活できないという現実が浮き彫りになっている。[震災復興調査研究委員会「阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】」(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.308]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

07. 肢体障害者の場合には、避難もままならず、また避難所や仮設住宅での車椅子生活にも困難があった。

【教訓情報詳述】

02) 身体障害者は、エレベータ停止による水汲み等の困難、自宅屋根等の修理困難、仮設住宅申込みなど一連の手続き困難などを訴えた。

【参考文献】

[引用] 障害者からの相談内容も切実なものがありました。「水汲みができない。屋根にシートがかけられない。避難所の階段がづらい。仮設住宅の申込に行けない。補装具や日常生活用具が破損した」など実に様々な相談が寄せられました。[『兵庫県南部地震 明石市の災害と復興への記録』明石市役所(1996/1),p.33]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

08. 精神障害者・知的障害者は、環境の激変への対応が困難だった。精神科救護所の設置などの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

01) 精神障害者のうち特に通院患者は、通院先医療機関が被害を受けたことなどにより、薬の確保に困難が生じ、また震災や避難所生活による急性ストレス反応を示す者もいた。

【参考文献】

[参考] 精神障害者の震災直後～避難所における状況については、[近畿弁護士会連合会 編『阪神・淡路大震災人権白書—高齢者・障害者・子ども・住宅—』明石書店(1998/10),pp.80-82]参照。これによると、特に、当初1週間を過ぎてから、避難所からの入院者が増加したとされている。

>

[参考] 精神科については[中井久夫 他『昨日のごとく 災厄の年の記録』みすず書房(1996/4),p.95-101]に詳しい。

>

[参考] 精神疾患患者への対応については、[『震災の真ん中で - 東神戸病院・4診療所地震後31日間の記録』医療法人 神戸健康共和会(1995/9),p.39-42]に紹介されている

>

[引用] (被災地市民グループインタビュー結果)最初の3日間は、皆は放心状態で、近所の人とも話をしない、ただ避難所で毛布をかぶって座り込んでいる状況だった。そこに精神障害者が中に入っているのが行動を見ていて分かり、その方たちにどう対応したらいいのかというのが3日間の中で一番のテーマだった。医者や相談した結果、「どこにもいくところがないのだからうまくケアしてください。」ということだったが、我々はプロではないので非常に困った。[(財)阪神・淡路大震災記念協会『平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書』(2000/3),p.8]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

08. 精神障害者・知的障害者は、環境の激変への対応が困難だった。精神科救護所の設置などの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

02) 知的障害者・児は、震災による環境変化が大きなストレスとなった。

【参考文献】

[引用] 阪神・淡路大震災での知的障害者の対応については、伊丹市にある施設を利用する母子の体験記録がビデオにまとめられている。そこでは7組の母子の体験が述べられているが、障害を持つ子供自身で震災体験を語ったケースはなかった。知的障害を持つ子供たちにとっては、震災による環境の変化が大きなストレスになっていた。生活習慣が混乱し、以前に自立できていたことができなくなっていた。そのため母親への介護負担が増加し、周囲の人に対する気兼ねも強くなった。しかし、従来通園していた施設の避難所としての位置づけがあいまいだったために、こうした障害を持った子どもたちを収容して介護することができなかった。こうした知的障害者の実態をふまえると、震災であってもできるだけ安定した環境を維持することが重要であり、肢体障害者の場合と同様に知的障害とその介護者を優先的に収容することが必要になる。[林春男「災害弱者のための災害対応システム」『都市政策 no.84』(財)神戸都市問題研究所(1996/7),p.63]

>

[引用] (被災地市民グループインタビュー結果) 障害、特に知的障害をもったお子さんを抱えているお母さんは、子供が夜中にわめいたりして他の皆さんに迷惑をかけるので、避難所に行きたくても行けない。避難所に行って、暖かい炊き出しが食べられるのはまだ良い方である。避難所に行けない方を災害弱者と呼ぶのではないか。[(財)阪神・淡路大震災記念協会「平成11年度 防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域)報告書」(2000/3),p.16]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

08. 精神障害者・知的障害者は、環境の激変への対応が困難だった。精神科救護所の設置などの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

03) 震災直後から精神病院への入院患者は増加し、特に避難所からの入院者が増加した。

【参考文献】

[参考] 精神病院への入院患者の増加については、[近畿弁護士会連合会 編「阪神・淡路大震災人権白書—高齢者・障害者・子ども・住宅—」明石書店(1998/10),p.82] 参照。

>

[参考] [中井久夫 他「昨日のごとく 災厄の年の記録」みすず書房(1996/4),p.95-101]によると、被災地中心部では3日目くらいから精神科患者が急増したとされる(ただし周辺部では当日から増加)。

>

[引用] メンタルクリニック・精神科救護所としての緊急医療の必要は、震災直後をピークとして2月初旬頃まででほぼ落ち着いた。かわって病気の悪化でなく精神疾患がある故の[奇異な言動・夜間不眠・コミュニケーション不足など]が他の避難者との摩擦を生じるケースが目立ったが、これも避難所の訪問や投薬、管理者や医療チーム・他の避難者との調整や投薬、場合によっては短期入院等で対応し、2月半ば～3月ライフラインの復活での帰宅や第1次仮設住宅入居も始まって落ち着いた。アルコール問題は2月終わりから3月始めに少し集中しており、医療機関に繋ぐものもあったが、ほとんどは避難所の管理問題として(他の人に迷惑になるなら避難所を出て行く)処理されたことも多い。[「阪神・淡路大震災 - 長田保健所救援活動の記録 - 」神戸市長田保健所(1995/9),p.53]

>

[引用] 救護所活動を通して、入院適応のあるケースが少なからず見出されることとなった。…(中略)…要入院ケースの急激な増大に対して、2月6日より精神病院協会に属する3民間病院が24時間体制で救急入院を受け付けることとなった。さらに、夜間往診チームが精神保健センターに設置された。この救急システムの拡充は4月末まで行われ、そのピーク時には通常の約2倍の入院ケースを扱った。[中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証)』健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.91-92]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

08. 精神障害者・知的障害者は、環境の激変への対応が困難だった。精神科救護所の設

置などの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

04) 1月22日から、被災地内の保健所に計10カ所の精神科救護所が開設され、また夜間対応窓口の設置、夜間往診チームの配置などが行われた。

【参考文献】

[引用] 1月18日になって被災概況の把握ができたことから、精神科医療の確保方策について県立精神保健福祉センターを中心に検討を始めた。医療機関の被災や交通機関の途絶などに対応するため、精神科救護所を被災地域の保健所に置いて、既往患者の診療等にあたることとし、22日に神戸市中央・長田両保健所に設置した。同時に、厚生省を通じて全国に医療スタッフの派遣を要請した。以後、精神科救護所の設置を進め、他府県からの医療スタッフの協力の下、30日までの間に新たに神戸市東灘・灘・兵庫・須磨、西宮、芦屋、伊丹の7保健所において設置し、その後、2月3日に津名保健所においても設置し、計10カ所となった。精神科救護所は、被災精神障害者の継続的医療の確保に加え、避難所等での精神疾患の急発・急変への救急対応、避難所巡回相談等を行い、26府県から延べ3,727人の精神科医、PSW(精神科ソーシャルワーカー)、心理職等の応援を受けて4月30日まで活動した。なお、精神科救護所を設置しない保健所においても、保健所の救護活動に協力する診療協力医療機関を確保して対応した。さらに、夜間における避難所等での精神疾患の急発、急変に対応するため、県立精神保健福祉センター(2月12日から3月8日まで)や県立光風病院(3月9日から4月30日まで)に5都県から延べ243人の精神科医、PSW等の応援を受け、夜間対応窓口の設置や夜間往診チームの配置などを行うとともに、(社)兵庫県精神病院協会の協力の下、夜間の入院患者受け入れ協力病院を確保した。なお、夜間の診療体制については、仮設住宅等における精神疾患の急発、急変対策として、再度10月1日から実施した。また、1月24日から県内精神病院の空床や外来診療状況に関係機関に周知するとともに、精神保健福祉センターでは、精神科救護所の活動状況や避難所の様子を含めた被災地の精神保健の状況を日々克明にレポートした「精神保健センターニュース」を1月30日から4月27日まで36回発行した。一方、この間、精神科医療施設のほか社会復帰施設や小規模作業所の被災状況を把握するとともに、県、神戸市、神戸大学、県精神病院協会、県診療所医会等による「こころのケア支援連絡会議」を1月26日に開催し、以後、継続的にこれを開催し、精神科救護所のスタッフの確保、地域の精神科医療機関との連携及び夜間の救急対応等について協議した。なお、被災した精神病院については、国庫補助制度の対象として災害復旧を支援し、小規模作業所についても民間資金の導入、復興基金等により支援した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県1年の記録』兵庫県知事公室消防防災課(1997/7),p.220-221]

> [参考] このような行政側の対応については、[近畿弁護士会連合会 編『阪神・淡路大震災人権白書—高齢者・障害者・子ども・住宅—』明石書店(1998/10),p.83-84]にも整理されている。

> [参考] 長田保健所に精神科救護所が設置されたいきさつとして、地元の被災精神科医が主導的役割を果たしたことが、[中井久夫 他『昨日のごとく 災厄の年の記録』みすず書房(1996/4),p.98]に記されている。

> [引用] 津名保健所に精神科救護所を設置し、新淡路病院スタッフを中心とする「淡路サイコチーム」を核として活動した。これに日本精神神経学会現地対策本部から派遣された徳島県合同チーム、香川医科大チーム、高知医科大チームが参加し、連携をとりながら避難所の巡回相談を行った。保健婦はこれらのチームと常に連絡をとり、巡回相談や家庭訪問を実施した。[『阪神・淡路大震災における保健婦活動(平成7年1月17日～3月31日)』兵庫県津名保健所(1995/8),p.11-14]

> [引用] (精神科救護所)
この活動では、被災状況や応援態勢、核となった担当者の職種などの違いによって、地域ごとに独自性の高い活動が展開されていた。例えば、地域内の4カ所の精神科診療所のうちのほとんどが、全壊あるいは全焼した神戸市長田区では、診療所が再開されるまでの間、通院患者の医療を継続するために、焼失した診療所の医師と保健所の精神保健相談員を中心に、保健所内で臨時的診療が開始された。一方、医療機関の被害は大きかったものの自力での立ち直りが比較的早く、また外部からの援助も受けやすかった西宮市では、保健所の保健婦と地元診療所の精神科医、および応援チームによる避難所巡回が、活動の中心に据えられた。また、被災地内に精神科医療機関を一切持たなかった津名郡(淡路島)では、隣接する地域の民間精神病院が中心となって、避難所への巡回を行うという方法が取られた。
[中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) 健康福祉分野 兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.90]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

08. 精神障害者・知的障害者は、環境の激変への対応が困難だった。精神科救護所の設置などの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

05) 精神科救護対策は、既存の関係者のネットワークの存在により、直後から稼働することができた。

【参考文献】

[引用] 神戸には大学精神科、県精神保健センター、保健所、精神科開業医、臨床心理士、精神科保健婦などのネットワークがあらかじめ存在し、相互に交流があったために、震災直後の稼働が可能であった。さらに、他府県の精神科医との個人的人脈を通しての援助、薬剤の調達、分配、診察の活動が行われた。

要約すると、こころのケアに関連した精神科関係者には、5つの系統があった。

- ・神戸大学精神科病棟を中心とするグループ
- ・兵庫県立精神保健センターを中心とするグループ
- ・明石の生村病院、元町の精療クリニックのグループ、その他精神科診療を中心とするグループ
- ・各自治体病院、国立病院、日赤病院などから派遣されてきたグループ
- ・単独で休暇をとって支援したグループ

に分けることができるが、実際は各グループ間に相互浸透があった。

[中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) 健康福祉分野 兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.87]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

08. 精神障害者・知的障害者は、環境の激変への対応が困難だった。精神科救護所の設置などの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

06) 精神科救護所は、もともとの精神障害者への医療提供を目指したが、結果的に被災者の反応性の症状(不眠、不安、恐怖あるいはPTSD症状など)を多数扱った。

【参考文献】

[引用] (精神科救護所が取り扱った事例)

ほとんどの地域でも神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害(F4)と精神分裂病、分裂病型障害および妄想性障害(F2)が多く、全体ではF4が3割、F2が2割を占めていたということである。F2が多いのは救護所活動が、もともとの精神障害者への医療提供を目指したためであり、F4が多いのは救護所活動が結果的に被災者の反応性の症状、すなわち不眠、不安、恐怖あるいはPTSD症状などを、多数扱っていたことを意味している。

[中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) 健康福祉分野 兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.91]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

08. 精神障害者・知的障害者は、環境の激変への対応が困難だった。精神科救護所の設置などの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

07) 精神科救護所は3月末まで設置されたが、地域によってはさらに継続された。

【参考文献】

[引用] 活動の終結もまた地域差の大きいものであった。医療的ニーズの補完を主目的としていた地域は、地元医療機関の再開に伴いその役割をほとんど終えたが、outreachに重点を置いていたり、あるいは仮設住宅が地域内に多数建設された所では、新たなニードへの対応に視点を移していかなければならなかった。こうした経緯で、救護所活動は公式には3月一杯で終結されることとなったが、地域によっては5月頃まで外部からの応援を得て継続された。[中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証) 健康福祉分野 兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.91]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

【02】災害時要援護者への対応

【教訓情報】

08. 精神障害者・知的障害者は、環境の激変への対応が困難だった。精神科救護所の設置などの対応がはかられた。

【教訓情報詳述】

08) 精神科救護活動には、コーディネーターの存在が強く求められた。精神科以外の問題への対応、避難所管理者等へのコンサルテーション等も重要な機能となった。

【参考文献】

〔引用〕初期の段階は応援者が殺到したという局面もあり、コーディネーターの存在が強く求められたのである。コーディネーターが担ったのは、各地域の情報を集積しそれを発信すること、国や他の自治体および関連団体との連絡、外部からの応援者への対応と振り分け、および派生的に必要とされた精神科救急体制や夜間往診体制の整備と運営などであった。〔中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(3/9) (第3編 総括検証) 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.92〕

〔引用〕避難所の管理者や精神科以外の救護チームなどを經由して受診となったケースが全体で約2割(outreach 活動の中では約3分の1)を占めていたことは、ケースを通じた精神科関係者以外へのコンサルテーション業務も、救護所の機能として重要であったことを示している。

さらに、精神科的問題以外への対応が全体で約8分の1を占めており、伊丹や兵庫では約4分の1、津名では3分の1に達している。すなわち、精神科救護所活動は、身体的なプライマリケアを提供する機能も、一面では果たしていたことが分かる。避難所で活動する場合は、いかに精神科という専門性を隠すことが重要であったかが指摘されているが、本調査結果にもそのことが示唆されている。

〔中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(3/9) (第3編 総括検証) 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.92-93〕

〔引用〕救護所活動の別の特徴は、その多くの部分がボランティアな活動であったということである。〔中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(3/9) (第3編 総括検証) 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.93〕

〔引用〕今回の震災後も数多くの電話相談窓口が開かれた。それらの多くは、ボランティアによる運営であり、被災地内外の約80あまりの回線が、心理的問題に関する相談を受理していたといわれている。そして、救護所活動とこれらの相談窓口との接点はほとんどなかった。〔中井久夫「こころのケアの推進」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証 提言報告(3/9) (第3編 総括検証) 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.94〕

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

【02】災害時要援護者への対応

【教訓情報】

09. 1月22日、兵庫県福祉センターに「障害者支援センター」が開設され、障害者への対応が図られた。障害者のため、施設への緊急入所(二次避難所)なども行われた。

【教訓情報詳述】

01) 1月22日、兵庫県福祉センターに障害者施設・団体等で構成された「障害者支援センター」が開設され、養護施設被災状況の訪問調査、避難所訪問、地域ローラー活動、電話相談などにより障害者ニーズが把握された。

【参考文献】

〔参考〕障害者支援センターの開設については、〔震災復興調査研究委員会『阪神・淡路大震災復興誌【第1巻】』(財)21世紀ひょうご創造協会(1997/3),p.306-307〕にある。これによると、1月22日、兵庫県福祉センターに障害者施設・団体で構成された「障害者支援センター」が開設され、救援活動がスタートした。主な活動としては、被災地内の障害者施設を対象とした「援護施設被災状況調査」、神戸市内600カ所の避難所訪問による障害者の要望等聞き取り調査、震災後1週間過ぎて障害者及びその家族が避難所生活の困難さから自宅へ帰るのに対する「地域ローラー活動」、電話相談などがあげられている。

〔参考〕障害者センターについては、〔日本住宅会議編『1996年版 住宅白書 阪神・淡路大震災とすま

い』ドメス出版(1996/3),p.129-130]にも触れられている。

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

09. 1月22日、兵庫県福祉センターに「障害者支援センター」が開設され、障害者への対応が図られた。障害者のため、施設への緊急入所(二次避難所)なども行われた。

【教訓情報詳述】

02) 障害者のため、障害者施設への緊急入所も行われたり、二次避難所が開設されたりした。

【参考文献】

[参考] 明石市における身体障害者の障害者施設への緊急入所(4名、延べ169日間)については、[『兵庫県南部地震 明石市の災害と復興への記録』明石市役所(1996/1),p.33]にある。

>

[参考] 神戸市において、1月31日～6月15日まで、しあわせの村に障害者緊急ケアセンターを開設した点については、[『平成7年 兵庫県南部地震 神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局(1996/8),p.41]参照。

>

[引用] (震度6エリア自治体アンケート結果)視覚障害者、肢体不自由者など一般避難所では生活困難な人が、二次避難として、障害者福祉施設に避難してこられた。[『平成9年度防災関係情報収集・活用調査(阪神・淡路地域) 調査票』(財)阪神・淡路大震災記念協会(1998/3),p.107]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

10. 各社会福祉施設においても、入所者への緊急対応とともに、施設の復旧活動、被災者の受け入れ等の対応に追われた。

【教訓情報詳述】

01) 高齢者や心身障害者の福祉施設でも、入所者への対応や、避難所としての対応を行った。

【参考文献】

[参考] 芦屋市の養護老人ホームの復旧経過について、[『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』芦屋市(1997/4),p.179]にまとめられている。

>

[参考] 神戸市の心身障害児(者)施設の被災及び再開状況等が、[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録 1995年 - 』神戸市(1996/1),p.430]にある。

>

[参考] 神戸市の高齢者対応は、[『平成7年 兵庫県南部地震 神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局(1996/8),p.34-39]にまとめられている。

>

[引用] 兵庫県下には約190ヵ所の認可、無認可の福祉作業所があるがそのうち130ヵ所が被害を受けていた。倒壊・消失した作業所をかたづけ、その跡地で炊き出しを始めた。辛うじて残った作業所は救援活動の拠点になった。作業所にはバザーで売る日用品の在庫があり、イベントで使う大きななべやプロパンガスコンロがあった。障害者たちは炊き出しのベテランだった。豚汁、ぜんざい、甘酒……。なべの周りには地域の人たちが集まってきて湯気をふうふう吹きながら腹を満たした。[『「災害救援の方策とその経験の集積」研究会報告書～KOBEL発 災害救援の思想～ 芹田健太郎委員研究会調査研究報告書』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.32]

>

[参考] 震災の記憶、障害者への関心と共感を風化させない運動として、被災地障害者センターなど障害者団体への救援活動資金、全壊した作業所の再建や新たな作業所の建設に無利子貸付など、神戸だけでなくこれからの災害での障害者支援を目的とする「ゆめ・風・10億円基金」が作られた。[『「災害救援の方策とその経験の集積」研究会報告書～KOBEL発 災害救援の思想～ 芹田健太郎委員研究会調査研究報告

書』(財)阪神・淡路大震災記念協会(2003/3),p.32-34]

>

[引用] 養護学校を卒業後、行き場がない障害者の受け皿となっている小規模作業所は、当事者や家族が自治体の補助金やバザーなどで得た資金で、民家やアパートを借りて運営していることが多い。

県社会福祉協議会によると、震災で神戸・阪神間の百六カ所のうち三十八カ所が全半壊した。その九割以上は木造家屋で、弱い運営基盤が直撃された。しかも法律で認可されている通所授産施設の再建には国の補助があったが、作業所は無認可のためなかった。

[神戸新聞記事「上・小規模作業所から 行き場 位置付け依然あいまい」『震災10年 そして見えてきたこと』(2005/1/12),p.-]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

10. 各社会福祉施設においても、入所者への緊急対応とともに、施設の復旧活動、被災者の受け入れ等の対応に追われた。

【教訓情報詳述】

02) 保育所は、直ちに休所措置を取った。一方、避難所としての対応、緊急仮入所、仮設・臨時保育室の設置等の対応を実施した。

【参考文献】

[参考] 芦屋市の保育所の被害、復旧経過について、[『阪神・淡路大震災 芦屋市の記録'95～'96』芦屋市(1997/4),p.177-179]にまとめられている。

>

[参考] 神戸市の保育所の被害、復旧経過について、[『阪神・淡路大震災 - 神戸市の記録1995年 - 』神戸市(1996/1),p.425-429]にある。

>

[参考] 神戸市の児童福祉に係る対応は、[『平成7年 兵庫県南部地震 神戸市災害対策本部民生部の記録』神戸市民生局(1996/8),p.44-47]にまとめられている。

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

10. 各社会福祉施設においても、入所者への緊急対応とともに、施設の復旧活動、被災者の受け入れ等の対応に追われた。

【教訓情報詳述】

03) 建物の被害は比較的軽微であり、災害時の要援護者の保護、福祉活動拠点として優れていることが明らかになった。

【参考文献】

[引用] 被災した県下の福祉施設803施設のうち全壊、半壊は、合わせて27施設である。大部分が保育所などの児童施設(20施設)となっており高齢者、身体障害者施設の合計144施設に限ると全壊は1施設、半壊は2施設と驚くほど少なく、部分的な施設損壊やライフライン停止などの機能不全はあったものの人的対応は可能であった。鉄筋コンクリートでの建設が義務付けされていたことや、低層であったこと、1981年以降の新耐震基準以降に建てられた建物が多かったのが幸いしたと思える。[市川禮子「ユニバーサルデザインのまちづくり」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証)『健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.472]

>

[引用] 福祉施設は、バリアフリー設備と専門的ケアが行える人材を備えているため、被災高齢者・障害者等の緊急保護施設としては非常に優れていることを実証した。また、非常時の福祉活動拠点に適していることも実証された。日常から地域で身近な福祉サービス施設として親しまれ、緊急のときに頼りになる施設として認識されていることが重要であると考えられる。[市川禮子「ユニバーサルデザインのまちづくり」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9)』(第3編 総括検証)『健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.473]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

11. 被災した子どもたちへの様々な支援が行われた。

【教訓情報詳述】

01) 支援グループが保護や支援を必要とする遺児を探すために、多大な時間を要することとなった。

【参考文献】

[引用] 保護なり支援を必要とする遺児を探す場合、行政や教育委員会に情報提供を求めたが、遺児の居所を教えてもらえず、多大な時間をかけて自前でチームを編成して捜索することとなった。[速水順一郎「青少年の活動、青少年団体の活動」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.252]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

11. 被災した子どもたちへの様々な支援が行われた。

【教訓情報詳述】

02) 被災児童の一時保育が行われたが、調整が上手くいかないケースもあった。

【参考文献】

[引用] 家庭養護促進協会が震災直後に被災児童の一時保育を行った…(中略)…が、被災者が保育を希望する時間帯や場所やニーズも様々であり、保育希望者と受入れ家庭との調整が必ずしもうまくできていなかったという事実もあった。

この経験から、身近な地域にいつでも子どもを短時間受け入れることのできる多くの家庭が存在することが、被災者の一時保育に対する多様なニーズにも応え、子ども達の安全や生活が守られると思われる。

[速水順一郎「青少年の活動、青少年団体の活動」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(4/9) (第3編 分野別検証) II 社会・文化分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.258-259]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

[02] 災害時要援護者への対応

【教訓情報】

12. 難病患者は治療の継続が大きな課題となり、関係者を中心に支援が行われた。

【教訓情報詳述】

01) 透析患者は、受け入れられる医療機関を探すことに苦労した。日頃と異なる医療機関では、日頃の治療内容がわからない患者への対応が問題となった。

【参考文献】

[引用] 兵庫県の各医療機関では緊急受け入れ体制がとられていたが、その情報が入手できず、医療機関を探すことに苦労した患者が多かった。多くの通院患者は、病院から何らかの指示があると考えて家で待機していた。被災地外に自ら避難し、治療を受けた者もあり、透析患者1,600人が、通常とは異なる医療機関で、臨時に透析治療を受けることとなった。その際、保険証がなくても診療は受けられたが、薬や治療データなど日頃の治療内容が分からない患者も多く、医療者がすぐに対応できない事例もあった。[山本あい子「災害支援ニーズの高い人々の命と健康を守る看護・福祉の取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証) I 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.65]

【区分】

2. 第2期・被災地応急対応(地震発生後4日～3週間)

2-02. 被災生活の支援・平常化

【02】災害時要援護者への対応

【教訓情報】

12. 難病患者は治療の継続が大きな課題となり、関係者を中心に支援が行われた。

【教訓情報詳述】

02) 慢性疾患患者に対し、医療機関や在宅療法資機材業者等が支援を行った例がある。

【参考文献】

[引用] 糖尿病、高血圧症、心疾患、大腸がん術後のストマ、てんかん等、平常時にはセルフケアが可能な慢性疾患を抱える地域の生活者が、被災によって常備薬やケアに必要な衛生材料などの確保が困難になった場合、通常のケアができないばかりか、災害によるストレスが相まって病状が増悪する例は少なくない。そのため、震災直後、一部の限られた医療機関ではあるが、在宅していた慢性疾患患者を含めて一軒ずつ個別訪問をするローラー作戦を展開したところもあったが、多くは患者の来院を待ち医療機関で待機していた。
[山本あい子「災支援ニーズの高い人々の命と健康を守る看護・福祉の取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証) I 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.69-70]

>

[引用] 「病人医療」がとった確認方法として、まず顧客リストの中で優先順位を付けて、一軒ずつ訪問を主として確認を行い、最終的には約80%の患者に対して通常に近い形で酸素を供給することができた。しかし体育館などが避難所となった場合、電源の確保が困難であった。…(中略)…

在宅酸素療法を行っている患者の震災後の特徴としては、日頃から外出をしている方が避難所での適応力があり、自宅に閉じこもりがちな患者は避難生活において、より苦勞が大きいことが指摘された。また長谷川らは、在宅酸素療法を施行している対象者(102名)で、震災後2ヶ月以内に14例が死亡した要因として、HOTの基盤である家の崩壊にあることを指摘している。

[山本あい子「災支援ニーズの高い人々の命と健康を守る看護・福祉の取り組み」『阪神・淡路大震災 復興10年総括検証・提言報告(3/9) (第3編 総括検証) I 健康福祉分野』兵庫県・復興10年委員会(2005/3),p.71]